

選挙に行こう

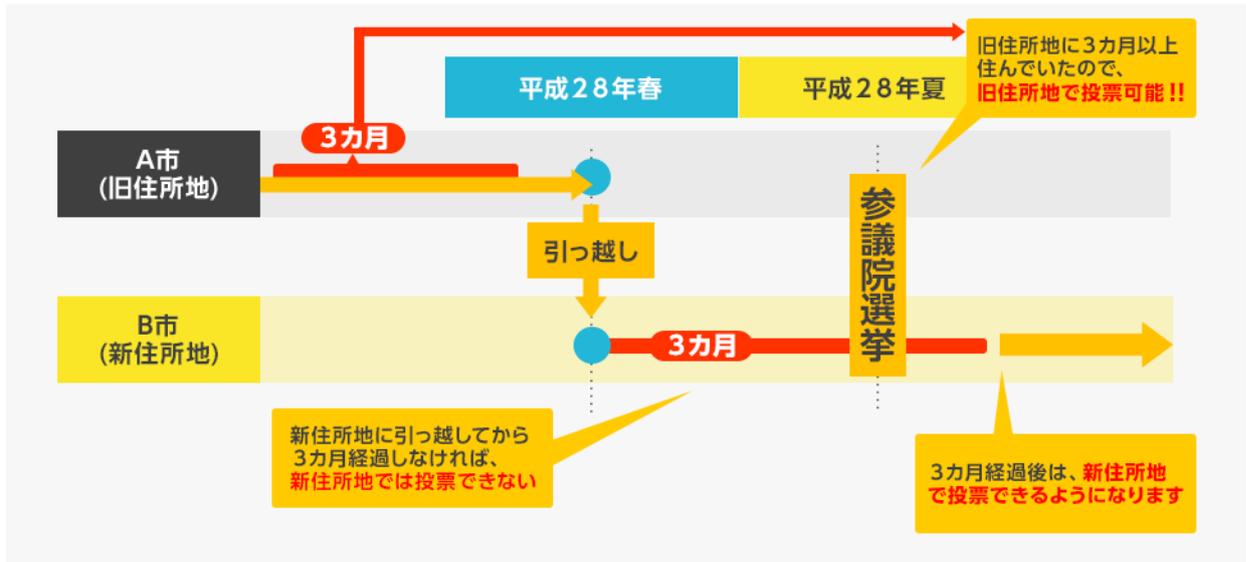
2016年6月 関西学院大学

本年夏に予定されている参議院議員通常選挙から、18歳選挙が始まります！

★どこで投票をするの？

あなたの住民票のある市区町村の投票所で、投票します。

住民票を移した場合、選挙の公示日前日までに3ヶ月以上新住所に居住している必要があります。



(総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/about/moved.html>) より転載)

★投票所はどこにあるの？

住民票の住所地に、投票所入場券や投票案内状が送られてきます。

投票所入場券（投票案内状）はなくても投票できますので、安心してください。

4月になって住民票を移した人は、注意が必要です。
わからなければ、市区町村の選挙管理委員会に問い合わせましょう。

★選挙の日に投票へ行けない場合はどうするの？

期日前投票を有効に利用しよう

選挙の公示後選挙期日の前日まで、期日前投票所が開設されます。期日前投票所が、いつ、どこで開設されるのかは、住民票のある市町村選挙管理委員会のホームページで確認しましょう。

実家住所に住民票を残している下宿生の場合も不在者投票ができます

- ① 選挙が公示されたらできるだけ早く、実家住所のある市区町村の選挙管理委員会に、不在者投票用紙を請求します（詳しくは、選挙管理委員会に問い合わせを）。
- ② 選挙管理委員会から、投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)、不在者投票証明書が送られてきます。（すべて郵便で扱い1～2週間かかります。）
- ③ 告示日翌日から選挙期日前日までに、送られてきた書類を持って最寄りの市区町村選挙管理委員会へ不在者投票に。 **不在者投票にチャレンジしてみませんか。**